

○常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和39年3月18日

常総衛生組合条例第2号

改正 昭和43年10月14日 組合条例第3号 昭和46年11月18日 組合条例第5号
昭和49年8月26日 組合条例第4号 昭和52年3月24日 組合条例第3号
昭和55年7月21日 組合条例第6号 昭和57年3月3日 組合条例第1号
昭和58年7月19日 組合条例第4号 令和6年3月29日 組合条例第1号
令和7年2月6日 組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当)

第2条 特殊勤務手当は、し尿の処理及び清掃業務において、著しく危険、不快、不健康又は困難な作業その他の著しく特殊な作業で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事した職員に支給する。

(支給額)

第3条 特殊勤務手当の額は、1日につき300円とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、処理業務が開始したときから適用する。

附 則（昭和43年組合条例第3号）

この条例は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年組合条例第5号）

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年組合条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年組合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年組合条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（令和6年組合条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年組合条例第1号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。